

てとろ明倫保育園運営規程

(施設の目的)

第1条 てとろ明倫保育園（以下、「本園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

(施設の運営方針)

- 第2条 本園は、利用する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。
- 2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。
 - 3 本園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
 - 4 本園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとする。
 - 5 本園は、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）、名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）及びその他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 てとろ明倫保育園
- (2) 所在地 名古屋市東区出来町三丁目20番9号

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育の提供
- (2) 給食の提供

- (3) その他保育にかかる行事等
- (4) 障害児保育
- (5) 延長保育事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名 (常勤職員)

園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- (2) 主任保育士 1名 (常勤職員)

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、園児の保育業務について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 15名 (常勤職員10名、非常勤職員5名)

保育士は、園児の保育業務を行う。

- (4) 調理員 3名 (常勤職員3名、非常勤職員 名)

調理員は、本園における調理業務を行う。

- (6) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。（保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、19時30分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができる。）

(利用者負担額等の受領)

第 8 条 本園は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を園児の保護者から受けることができるものとする。

2 本園は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

3 本園は、第 1 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに園児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、園児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用定員)

第 9 条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下、「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども 30 人

(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子どものうち、満 1 歳以上の子ども 24 人

(3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子どものうち、満 1 歳未満の子ども 6 人

(保育の利用の開始、終了に関する事項)

第 10 条 教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、事務所長が名古屋市長が定める基準により調整を行うものとする。

3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

(3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき

(園児を平等に取扱う原則)

第 11 条 本園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、園児に対し差別的扱いをしない。

(緊急時等の対応方法)

第 12 条 本園の職員は、現に保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた

場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 14 条 本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(6) 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 本園は、その提供した保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- (3) 提供した保育に関する園児等からの苦情に関して名古屋市が実施する事業に協力するよう努める。
- (4) 法第 14 条第 1 項の規定により名古屋市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は名古屋市の職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および名古屋市が行う調査に協力するとともに名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (5) 名古屋市からの求めがあった場合には、改善の内容を名古屋市に報告する。

(記録の整備)

第 17 条 本園は、園児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（便宜に要する費用）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳児クラス以上にかかる主食費	本園は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。	月額 900円
3歳児クラス以上にかかる副食費	本園は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 *食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免される。	月額 4,500円
便宜に要する費用	教材費（バインダー 帽子など）	2,000円から 5,500円程度
	専科・行事への参加費用 （衣装代・プレゼント代・バス代など）	1,000円から 7,500円程度

2 延長保育にかかる利用者負担

種別	費用	延長時間	区分	
延長保育	飲食物費	1時間	1回（1食）50円	
		その他	とくになし	
	事業の運営費	1時間	生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業A階層・B階層）	月額 0円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業C階層）	月額 100円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業D階層）	月額 200円
	その他	1時間の額を参考として保育所長が定める額		

3 短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間 延長	事業の 運営費	1時間	生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業A階層・B階層） 日額 0円
		2時間	
		3時間	
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業D階層） 日額 200円

4 公益社団法人全国私立保育園連盟契約の「ほいくのほけん」にかかる利用者負担

区 分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
生活保護世帯以外	0円